平成 24 年 3 月 26 日告示第 19 号 改正

> 平成 24 年 10 月 1 日告示第 98 号 平成 25 年 3 月 1 日告示第 6 号 平成 28 年 4 月 1 日告示第 15 号 平成 28 年 6 月 1 日告示第 132 号 平成 28 年 7 月 1 日告示第 136 号

仙北市建設工事下請けの適正化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は仙北市(以下「市」という。)が発注する建設工事に係る下請契約について、 建設業法その他関係法令等に基づき、元請負人が講ずべき措置を定めるとともに、施工段階 において監督職員が把握すべき事項を定め、もって建設工事における施工体制の適正化を図 ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「下請契約」とは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」 という。)第2条第4項に規定する請負契約をいう。
- 2 この要綱において「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、一つの工事が数次 の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請負った者(以下「直接元請負人」と いう。)はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- 3 この要綱において「下請負人」とは、下請契約における請負者をいい、一つの工事が数次 の下請契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事の一部を請負った者はもとよ り、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

(下請契約の制限)

- 第3条 一括下請負は、法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)第12条の規定によりこれを禁止する。
- 2 直接元請負人は、工事を施工するに当たり、市があらかじめ指定した工事又は工事の一部 について、下請負人との間で下請契約を締結してはならない。
- 3 法第3条第1項第2号に該当する特定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)でなければ、発注者から直接請負った一件の工事について、下請契約に係る下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは下請代金の額の総額)が建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第2条で定める金額以上となる下請契約を締結してはならない。
- 4 元請負人は、原則として次に掲げる者と下請契約を締結することができない。
 - (1) 下請工事に対応する建設工事の種類に応じて、法第3条の建設業の許可を受けていない者

- (2) 法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止処分を受け、その期間が終了していない者
- (3) 仙北市建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する団体又は団体の構成員であると認められる者
- (5) 仙北市競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿という。」) に登録する本店、支店又は営業所に国税及び市区町村税の滞納がある者
- (6) 同一工事に係る入札の参加者(共同企業体の構成員として参加した者を含む。)。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合を除く。

(下請負人の選定)

- 第4条 元請負人は、下請負人を選定するに当たって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案 して選定するものとする。
 - (1) 施工能力
 - (2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
 - (3) 労働福祉の状況
 - (4) 取引の状況
 - (5) 入札参加資格者名簿又は小規模修繕等契約希望者名簿に登載されていること。
 - (6) 仙北市の物品調達、業務委託等の市内優先発注に関する条例(平成22年仙北市条例第2号)第5条の規定
 - (7) 入札参加資格要件に掲げた法第3条の建設業の許可若しくは格付を有する同規模の建 設業者を下請負人に選定することによる、一括下請負の疑義を招かないこと。

(下請契約の事前協議)

- 第5条 直接元請負人が下請契約を締結するときは、工事請負契約書第7条第1項の規定に基づき、事前に市と協議をしなければならない。
- 2 前項に規定する協議は、下請契約に関する事前協議書(様式第1号)を、当該工事を担当する課所等(以下「工事担当課」という。)に提出するものとする。
- 3 前条第5号に規定において、下請負人が仙北市競争入札参加資格者名簿又は小規模修繕等契約希望者名簿に搭載されていない場合若しくは小規模修繕等契約希望者名簿に登録されており下請工事請負金額が30万円を超える場合は、次の各号に記載する書類又はその写しを事前協議書に添付すること。ただし、下請工事請負金額が30万円以下の場合は次の書類のうち第4号及び第5号のみとする。
 - (1) 財務諸表類又はそれに準ずるもの
 - (2) 登記簿謄本(法人のみ)
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 納税証明書(国税及び入札参加資格者名簿に登録する本店、支店又は営業所所在地の 市区町村税)

- (5) 法第3条に規定する建設業許可証又は下請工事に係る資格を証する書類 (事前協議の確認)
- 第6条 工事担当課の監督職員は、前条の規定に基づく協議があった場合には、次の事項について確認するものとする。
 - (1) 主任技術者(ただし、下請の合計契約金額が4,000万円以上若しくは工種が建築一式工事かつ下請契約金額が6,000万円以上の場合は、専任の監理技術者)を配置した工事であること。
 - (2) 当該下請契約を締結しなければ、建設工事の施工上著しい支障をきたすやむを得ない 特段の事情が認められること。
 - (3) 下請負額が工事を施工するために通常必要と認められる原価を満たすこと。
 - (4) 第3条第1項の規定に抵触しないこと。
- 2 監督職員は、前項に規定する確認が終了したときは、直接元請負人へ通知(様式第2号) するものとする。

(下請契約の締結)

- 第7条 直接元請負人は、前条第2項の規定による通知の後でなければ下請契約を締結しては ならない。
- 2 元請負人及び下請負人は、下請工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結するものとする。ただし、下請工事の内容、金額等からみて建設工事標準下請契約約款に示すすべての項目についての契約を締結する必要がないと認められる場合にあっては、法第19条に基づき契約を締結するものとする。

(施工体系図の作成等)

- 第8条 直接元請負人は、下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、各受注者の施工 の分担関係を表示した施工体系図(様式第3号)を作成しなければならない。
- 2 前項により施工体系図を作成した場合は、下請負人が施工を開始する前に、当該工事現場 の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、工事担当課の監 督職員に提出しなければならない。
- 3 直接元請負人は、下請負人及び下請負の内容に変更があった場合は、第1項及び第2項に 定める内容を、変更が生じるたびに行わなければならない。

(施工体制台帳の作成等)

第9条 直接元請負人は、政令第7条の4に定める金額以上の下請契約を締結した場合には、 前条の施工体系図に加え、施工体制台帳(様式第4号)を作成し工事現場毎に備え置くとと もに、工事担当課より請求があった際はその写しを提出しなければならない。

(下請負届の提出)

- 第10条 直接元請負人は、第7条の規定により下請契約を締結したときは、下請負人が施工を 開始する前に、工事担当課の監督職員に下請負届(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する届出書には、第8条に規定する施工体系図のほか、次の各号に掲げる書類 を添付するものとする。ただし、第3号及び第4号に規定する書類については、当該下請工

事が政令第1条の2に規定するものであって、当該下請負人が法第3条の建設業の許可を受けていない場合は、添付を要しない。

- (1) 下請契約書(約款を含む)の写し
- (2) 下請工事内訳書の写し
- (3) 当該下請工事に関わる建設業許可の写し
- (4) 主任技術者選任届の写し
- (5) その他必要な資料

(施工体制の確認)

- 第 11 条 工事担当課の監督職員は、工事の施工段階において次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
- (1) 監理技術者又は主任技術者の同一性及び専任に関する確認
- (2) 下請契約書原本(下請負の経緯も含め契約書類一式)の確認
- (3) 施工体系図及び施工体制台帳の確認
- (4) 元請負人の実質的関与に関する確認
- 2 監督職員は、前項の確認の結果、適当でないと認められる場合は、直接元請負人に対して 速やかに所用の措置を講ずるよう指示しなければならない。

(元請負人の責務)

- 第12条 法第18条の規定に基づき、元請負人及び下請負人は、それぞれ対等な立場における 合意に基づいて公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた事項を誠実に履行しなけれ ばならない。
- 2 元請負人は、見積依頼にあって、施工責任の範囲及び施工条件等の工事内容を明確にし、 書面で提示するよう努めるととともに、政令第6条に規定する見積期間を設けなければなら ない。
- 3 元請負人及び下請負人は、第7条第2項により締結した下請契約の内容に変更が生じた場合は、その変更の内容を書面に記載し、相互に交付しなければならない。
- 4 元請負人は、下請契約にかかる代金の支払時期及び方法等について、法第24条の3、法第24条の4及び法第24条の5によるほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 前払金を受領した場合は、法第24条の3第2項の規定に基づき、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう努めること。
 - (2) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であって も、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払と すること。
 - (3) 手形期間は、90日以内のできる限り短い期間とすること。 (市の指導等)
- 第13条 直接元請負人がこの要綱に違反し、監督職員等の是正指示に従わない場合においては、 その旨市長に報告し指示を受けるとともに、当該違反内容が法令等に抵触する場合は、監督 行政庁等へ通報を行うものとする。

附 則(平成24年3月26日告示第19号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成24年10月1日告示第98号) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。 附 則(平成25年3月1日告示第6号) この要綱は、平成25年3月1日から施行する。 附 則(平成28年6月1日告示第132号) この要綱は、平成28年6月1日から施行する。 附 則(平成28年7月1日告示第136号) この要綱は、平成28年7月1日から施行する。